

東京都市計画中高層階住環境保全地区の決定（新宿区決定）（原案）

都市計画中高層階住環境保全地区を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
第 1 種 中高層階住環境保全地区	約 ha 1.4	（仮称）新宿区中高層階住環境保全地区内における建築物の制限に関する条例を制定する。 〔規制の概要〕 住環境の保全を図るため、指定階の用途を風俗営業等の用に供する建築物は建築してはならない。 第 1 種中高層階住環境保全地区 3階以上の部分を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業（以下「風俗営業」という。）、同条第6項から第8項までのいずれかに規定する営業（以下「性風俗特殊営業」という。）又は同条第11項に規定する営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）第2条の規定による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第3号に規定する営業に該当するものに限る。以下「特定遊興飲食店営業」という。）の用に供する建築物は建築してはならない。 第 2 種中高層階住環境保全地区 4階以上の部分を風俗営業、性風俗特殊営業又は特定遊興飲食店営業の用に供する建築物は建築してはならない。
第 2 種 中高層階住環境保全地区	約 ha 279.6	
合計	約 ha 281.0	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり。」

理由：緩やかに増加し続ける定住人口と住宅ストックの量的な充足に伴い、中高層階住居専用地区を廃止することにあわせて、住環境の保全を図るため、中高層住環境保全地区を決定する。

令和5年4月28日
現在

 中高層階住環境保全地区

